

小規模工事等の契約希望業者登録申請

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

令和6・7年度において町が発注する小規模工事等の執行に際して、受注希望がある小規模事業者を対象に業者登録申請の受付を行います。対象となる契約金額は、神川町契約規則第20条に規定する随意契約の範囲内(工事または製造の請負130万円、財産の買入れ80万円、物件の借入れ40万円、財産の売払い30万円、物件の貸付け30万円、その他のもの50万円)で、登録できる希望業種は5業種以内です。

【登録業種（全業種）】

- ① 建設工事（土木、建築、とび、電気、管、舗装、造園等）
- ② 建設に係る設計、調査、測量業務
- ③ 土木施設、建築物等維持管理
- ④ 物品、印刷、業務委託等
- ⑤ その他の業種



神川町ホームページ

【提出書類】

- ① 神川町小規模工事等契約希望者登録申請書
- ② 希望業種に必要な資格または免許等の写し

【受付期間】

令和6年3月19日(火)から随時受付（土日祝日を除く）
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

【受付場所】

総務課、神泉総合支所

【登録期間】

令和6年4月1日～令和8年3月31日

【その他】

申請書は総務課、神泉総合支所にあります。ホームページからもダウンロードできます。

【登録申請できない事業者】

- ① 神川町内に現住所を有していない事業者
- ② 神川町の入札参加資格者名簿(建設工事・物品等)に登録されている事業者
(ただし、希望業種が神川町入札参加資格者名簿に記載されていない者は、この限りではありません。)

令和6年能登半島地震の義援金をお届けしました

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

役場本庁舎をはじめ、関係する施設で義援金のご協力をお願いしてまいりました。

この度、皆様からお寄せいただいた義援金531,788円を、神川町社会福祉協議会を通じて被災地へ送りましたのでご報告いたします。

多くの皆様から義援金をお寄せいただき、心から感謝を申し上げますと共に、被災地の一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

なお、神川町社会福祉協議会におきましては、令和6年12月27日まで義援金の受付をしておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。



固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

①土地、家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿に登録された価格を自己所有のものだけでなく他の所有のものも含めて縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋およびその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書などの提示が必要となります。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置および単位地積当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧期間 ①4月1日～5月31日 ②③4月1日以降いつでも可 ※土日祝日、年末年始を除く

時間 午前8時30分～午後5時15分 場所 税務課・神泉総合支所

手数料 ①③…無料 ②…1件150円

用意するもの ①・②を希望される方は本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※代理人の場合は委任状が必要です。

バイクや軽自動車をお持ちのみなさんへ

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

軽自動車、バイク、農耕作業車など廃車や譲渡したもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に所有している方に納めていただく税金(年税)です。年度途中で行った登録への月割の課税や廃車での月割の課税の還付はありません。

登録、廃車、名義変更などの手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。また、所有者が死亡されている場合も名義変更や廃車の手続きをお願いします。

不明な点は車種に応じて下記へお問合せください。

| 種類 | 取扱窓口 |
|--|--|
| 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等) | 神川町役場税務課 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117 |
| | 神泉総合支所 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848 |
| 二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) または二輪の小型自動車(250ccを超えるもの) | 関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市御陵威ヶ原字下林 701-4 ☎050-5540-2027 |
| 三輪・四輪の軽自動車 | 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎050-3816-3112 |